



(2) 申告書第一表の二

住宅取得等資金の非課税（42ページ参照）の適用を受ける人が使用する申告書です。

令和6年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書） 修正 FD4771

提出用		受贈者の氏名	A		
住宅取得等資金の非課税分	次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) <span style="float: right;">(単位:円)</span>				
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(゜)や半濁点(ゝ)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額		
	住所 フリガナ 氏名 生年月日	住所 取得した財産の種類 取得した財産の所在地	令和 年 月 日 金額		
	←父 母 祖父 祖母 上記以外 等の場合に記入します。	←父 母 祖父 祖母 上記以外 等の場合に記入します。	令和 年 月 日		
	明治1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	38		
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの濁点(゜)や半濁点(ゝ)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額		
	住所 フリガナ 氏名 生年月日	住所 取得した財産の種類 取得した財産の所在地	令和 年 月 日 金額		
	←父 母 祖父 祖母 上記以外 等の場合に記入します。	←父 母 祖父 祖母 上記以外 等の場合に記入します。	令和 年 月 日		
	明治1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	39		
	住宅資金非課税限度額(1,000万円又は500万円)(注2)		40 E		
贈与者別の非課税の適用	38のうち非課税の適用を受ける金額	43	F		
39のうち非課税の適用を受ける金額	44				
非課税の適用を受ける金額の合計額(43+44) <small>(40の金額を限度とします。)</small>	45				
贈与者別の課税額の計算	38のうち課税価格に算入される金額(38-43) <small>(38に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)</small>	46	G		
39のうち課税価格に算入される金額(39-44) <small>(39に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)</small>	47				
不動産番号等の明細	新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。				
不動産番号等の種類	土地 所又 建物 住は	不動産番号	H		
土地 及家	土地 建物 及び屋	不動産番号			
土地 地番	土地 地番	不動産番号			
建物 番号	建物 番号	不動産番号			

第一表の二(令和6年分用) (第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は□の中にレ印を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和6年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

私は、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(注1)を所轄税務署長へ提出しました。

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項又は第9項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。

(注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

*	税務署整理欄	整理番号	名簿	確認	
---	--------	------	----	----	--

\* 欄には記入しないでください。

記号	欄	書きかた
A	「受贈者の氏名」	申告をする人(財産を取得した方。以下同じです。)の氏名を記入します。
B	「次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
C	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点(゜)や半濁点(ゝ)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和16年11月4日生まれの場合】 3 1 6 . 1 1 . 0 4
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。贈与者の続柄に応じて「1~5」のいずれかの数字を記入します。「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。
	「取得した財産の所在場所等」	取得した財産が現金の場合は贈与者の住所を、預貯金等の場合は預入先金融機関などの名称及び支店名を記入します。
D	「住宅取得等資金を取得した年月日」及び「住宅取得等資金の金額」	贈与により住宅取得等資金を取得した年月日及びその金額を記入します。
E	「住宅資金非課税限度額」	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」と記入します(42ページ参照)。
F	「38のうち非課税の適用を受ける金額」及び「39のうち非課税の適用を受ける金額」	④0の住宅資金非課税限度額を超えないように住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。 なお、住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が2人以上いる場合には、各贈与者からの贈与について非課税の適用を受ける金額の合計額が④0の住宅資金非課税限度額を超えないように各贈与者ごとの住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。
	「非課税の適用を受ける金額の合計額」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額の合計額を記入します(④0の住宅資金非課税限度額を超えることはありません。)
G	「38のうち課税価格に算入される金額」及び「39のうち課税価格に算入される金額」	③8の金額から④3の金額を控除した金額及び③9の金額から④4の金額を控除した金額をそれぞれ記入します。 なお、それらの控除した金額に残額がある場合には、その金額を住宅取得等資金に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)に転記します。この場合には、申告書第一表又は第二表の贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記入は、贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。
H	「不動産番号等の明細」	新築若しくは取得又は増改築等をした不動産に係る登記事項証明書の添付を省略する場合は、その不動産に係る土地建物の別、不動産番号等を記入します。 (注) 地番・家屋番号は、登記事項証明書等に記載されており、住居表示番号(○番○号など)とは異なりますのでご注意ください。また、不動産番号は、登記事項証明書等に記載されている13桁の番号を記入します。
I	「 <input type="checkbox"/> 私は、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を所轄税務署長へ提出しました。」	令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、□にレ印を記入してください。記入した場合には、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。

(3) 申告書第二表

相続時精算課税（37ページ参照）の適用を受ける人が使用する申告書です。

令和 00 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書) 修正 FD 4 7 3 8

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定により、相続時精算課税の特例の適用を受けます。(単位:円)

種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日			
			数量	単価	固定資産税評価額	倍数
所在場所等			令和 00 年	00 月	00 日	
住所						
フリガナ						
氏名						
続柄			令和 00 年	00 月	00 日	
生年月日						
財産の価額の合計額 (課税価格)	26					
基礎控除額の合計額 (注1)	27					
相続時精算課税に係る基礎控除額 (110万円×27) (注2)	28					
28の控除後の課税価格 (26-28)	29					
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)	30					
特別控除額の残額 (2,500万円-30)	31					
特別控除額 (29の金額と31の金額のいずれか低い金額)	32					
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-30-32)	33					
32の控除後の課税価格 (29-32) 【1,000円未満切捨て】	34					000
34に対する税額 (34×20%)	35					00
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	36					
差引税額 (35-36)	37					

提出・申告した年 受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)

提出・申告した年	受贈者の住所及び氏名
平成 00 年分	

第二表は、(令和6年分以降用) (第一表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

記号	欄	書きかた
Ⓐ	「令和〇〇年分」 「受贈者の氏名」	□の中に「6」と記入します。 申告をする人(財産を取得した方。以下同じです。)の氏名を記入します。
Ⓑ	「次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。」	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(42ページ参照)の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
Ⓒ	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。フリガナの濁点(゛)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入します。
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。贈与者の続柄に応じて「1~5」のいずれかの数字を記入します。「5」と記入した場合には、※欄に具体的な続柄を記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和16年11月4日生まれの場合】 3 1 6 . 1 1 . 0 4
Ⓓ	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、45ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。記載事項については、7ページ「⑤『所在場所等』」を参照してください。
	「数量」	贈与を受けた財産の面積、株数などを記入します。
	「単価」	贈与を受けた財産の1平方メートル当たり、1株当たりなどその財産の1単位当たりの価額を記入します(固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。)
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。
Ⓔ	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。
	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。
Ⓕ	「特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額」	全ての特定贈与者の第二表の②⑥の金額の合計額を記入します。なお、年の中途において死亡した特定贈与者がいる場合には、その特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額の合計額も加算します(その特定贈与者に係る第二表の作成の必要はありません。)
	「相続時精算課税に係る基礎控除額」	②⑧の金額に1円未満の端数がある場合には、全ての特定贈与者の相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が110万円になるようにその端数を調整した金額を記入します。
Ⓖ	「過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額」	過去の年分の申告で控除した特別控除額の合計額を記入します。なお、過去の年分の申告で控除した住宅資金特別控除額(最高1,000万円)(注)は、この特別控除額に含まれませんのでご注意ください。 (注) 平成21年12月31日以前に贈与により取得した住宅取得等資金について「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特例(旧租税特別措置法第70条の3の2)」の適用を受けた場合は、相続時精算課税に係る特別控除額(最高2,500万円)の他に、住宅資金特別控除額(最高1,000万円)の控除も可能とされていました。
Ⓖ	「受贈者の住所及び氏名」	過去に提出した「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と過去に提出した贈与税の申告書に記載した住所・氏名が異なっている場合には、その年分の住所・氏名を記入します。

..... 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

(注1) 特定贈与者ごとの第二表の②⑥の金額の合計額を記載します。なお、年の中途において死亡した特定贈与者がいる場合には、その特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額の合計額も加算します(その特定贈与者に係る第二表の作成の必要はありません。)

(注2) ②⑧の金額に1円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が110万円になるようにその端数を調整してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

\* 税務署整理欄

整理番号	名簿	届出番号
財産細目コード	確認	

\* 欄には記入しないでください。(資5-10-2-1-A4統一)(令6.12)